

# 電位差滴定装置の賃貸借

## 仕様書

## 1. 件名

電位差滴定装置の賃貸借

## 2. 概要

本件は、補助事業「廃炉・汚染水・処理水対策事業費補助金(固体廃棄物の処理・処分に関する研究開発)」の「(3)処理・処分」における「②処分技術」に係る調査等に係るものである。

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所から発生する事故廃棄物の処分を検討するうえで、事故廃棄物に含まれる可能性のある多様な影響物質が含まれる系での安全評価を行うため、様々な試験を行っている。

本契約では、試験系の pH やイオン濃度を測定することで、影響物質の酸解離滴定や錯生成データを取得するための電位差滴定装置の賃貸借を行う。

## 3. 契約範囲

第 9 項 技術仕様に示す機器とする。

## 4. 一般仕様

### 4-1. 賃貸借期間

令和8年10月1日から令和12年3月31日までの3年6ヶ月リースとする。

但し、本年度分は、令和8年10月1日から令和9年3月31日の6ヶ月とする。

### 4-2. 納入期限

令和8年9月30日

### 4-3. 納入場所

茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

地層処分基盤研究施設

### 4-4. 納入条件

据付調整後渡し(装置のシステム調整及びトレーニング含む)

## 5. 検査

### 5.1. 検収条件

第4項に示す納入場所に納入後、装置の構成と性能が本仕様書の記載事項を満たしていること、及び外観と員数の検査の合格をもって検収とする。

### 5.2. 検査員

(1) 一般検査:財務契約部 管財課長

(2) 技術検査:核燃料サイクル工学研究所 BE 資源・処分システム開発部 核種移行研究グループ グループリーダー

## 6. 支給物品

据付調整作業に必要な電気、水等は原子力機構から支給する。

## 7. グリーン購入法の推進

本契約においてグリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進に関する法律)に適合する環境物品が発生した場合は、それを採用することとする。

## 8. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

## 9. 技術仕様

### 9.1 一般的事項

電位差滴定装置として測定が可能であること。

### 9.2 技術的仕様及び装置の構成と作業項目

複数台のビュレットを同時制御可能であり、最小吐出量 1 $\mu$ l 以下で滴定の制御が可能なこと。また、市販のイオン選択性電極を接続可能であり、pH 電極電位もしくはイオン選択性電極電位を一定に保ちながらの滴定(stat 滴定)操作が可能なこと。以上の条件を考慮し、Metrohm 製 907 タイトランドー式、またはこの相当品とする。

#### (1) 電位差滴定装置構成

・電位差滴定装置 本体	1台
・システム制御・データ処理装置	1式
・マグネチックスターラ	1式
・ドージングユニット	2式
・電極ユニット	
pH 電極およびケーブル	1式
Pb イオン選択性電極およびケーブル	1式
比較電極およびケーブル	1式

#### (2) 作業項目・冷却水循環装置

- ・本調達物品に関わる搬入
- ・据付、配線、調整
- ・操作等の説明

#### 10. 契約不適合責任

検収後1年以内に契約上の不適合が発見された場合、無償にて速やかに修理もしくは交換を行うものとする。

#### 11. その他

受注者は原子力機構内施設へ製作物を設置する際に異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。

原子力機構が、受注者に対し本補助金事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めた場合にはその求めに応じること。

以上